

平成 23 年 6 月 1 日
運輸安全委員会

コンテナ専用船作業員死亡事故に係る安全勧告に対する措置状況について

運輸安全委員会は、平成 21 年 3 月 20 日に阪神港神戸区ポートアイランドコンテナ岸壁 18 で発生したコンテナ専用船 KUO CHANG 作業員死亡事故の調査において、平成 23 年 4 月 22 日に事故調査報告書の公表とともに中華人民共和国香港特別行政区海事局（香港海事局）に対して下記 1 のとおり安全勧告を行ったところですが、今般、安全勧告に対する措置状況について香港海事局から別添のとおり通知を受けましたのでお知らせします。

なお、香港海事局から通知のあった安全勧告に対する措置状況の内容（仮訳）は下記 2 のとおりであり、香港海事局の措置状況については、安全勧告の内容に沿ったものとなっています。

記

1 運輸安全委員会が行った安全勧告の内容

運輸安全委員会は、CHENG LIE NAVIGATION Co., Ltd. に対して、安全管理マニュアルにおいて、次の事項について検討し、必要な措置を講じるよう、また、香港海事局に対して、同社の指導監督に当たるよう勧告する。

CHENG LIE NAVIGATION Co., Ltd. が策定した安全管理マニュアルは、係留時において、係船設備が適切な状態にあるかどうかを点検するように定めている。しかしながら、本事故の場合、前部スプリングラインの損耗状態から判断し、当該マニュアルに定めるような「適切な状態」にあったとは言い難い。

したがって、船舶を係留する際には、係船索が舷側厚板屈曲部などの角部に接触することをできる限り避けるとともに、安全かつ効果的な係留力が得られるよう、係船索を導く経路及び係止するビットなどに配慮すること、及び作業指揮者は係船索の状況が把握できる位置で作業指揮をとることを明記し、管理する全船舶に対して当該事項の遵守を図るべきである。

2 安全勧告に対し、香港海事局から通知のあった措置状況の内容（仮訳）

2011 年 4 月 22 日付けの文書及び添付書類につき感謝申し上げます。我々は、

この香港籍船『KUO CHANG』の死亡事故に関する最終報告書を検討し、安全勧告に同意いたしました。

香港海事局は、次の対応をとることを通知します。

- (i) 船舶管理会社である CHENG LIE NAVIGATION Co., Ltd.が、同社船舶に係る同種事故の再発を防止するための安全勧告を実施するため、適切な是正措置及び予防措置をとるよう指導する。
- (ii) 是正措置及び予防措置が適切に実施されることを確保するため、船舶及び船舶管理会社に対し品質保証検査を実施する。
- (iii) 係船索が適切な状態に維持されていなければならないということに加え、乗組員は、着岸作業中、係船索が鋭角になるのを避けるため、その展張に注意を払わなければならないという本事故から学んだ教訓を、全ての香港籍船及びその管理会社に周知する。

重ねて、我々は貴当局によってなされた徹底的な調査に感謝申し上げ、海上安全の更なる進展のため、香港籍船の監視を続け、その質を維持してまいります。

海 事 處
香港統一碼頭道三十八號
海港政府大樓



別 添

MARINE DEPARTMENT
HARBOUR BUILDING,
38 PIER ROAD,
G.P.O. Box 4155,
HONG KONG.

Web Site
Tel No
Fax No
Our Ref

5 May, 2011

Dr. Norihiro Goto
Chairman
Japan Transport Safety Board
2-1-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku
Tokyo 100-8918
Japan

Dear Dr. Goto,

**Re: Safety Recommendation and Final Report
on the Investigation of the Fatal Accident Involving Mooring Workmen,
Container Berth 18, Kobe District, Hanshin Port on 20 March 2009**

Thank you for your letter of 22 April 2011 and the attached documents. We have studied the final investigation report and agreed to the safety recommendations regarding this fatal accident of the Hong Kong registered ship "Kuo Chang".

Please be advised that this Administration will :

- (i) instruct the ship management company, Cheng Lie Navigation Co. Ltd., to take proper corrective and preventive actions for implementing the safety recommendations in order to prevent recurrence of similar accident to their fleet;
- (ii) conduct quality assurance inspection to the ship and the ship management company to ensure corrective and preventive actions are properly implemented;

/ (iii) disseminate the lessons...

- (iii) disseminate the lessons learnt from this accident to all Hong Kong registered ships and their management companies that the mooring ropes must be maintained in good condition. In addition the crew shall pay attention to the lay out of mooring ropes during berthing operation to avoid creating sharp angles.

Once again we would like to thank the thorough investigation conducted by your good Authority and we will continue to monitor and upkeep the quality of Hong Kong registered ships to further improving marine safety.

Yours sincerely,

(Original Signed)

(Roger Tupper)
Director of Marine